

# WWマーク運用基準



本WWマーク運用基準は、別途「WWマーク通常使用権許諾基本契約」（以下、基本契約という）を締結した日本清浄紙綿類工業会会員（以下、会員という）が、当該会員の商品にWWマークを表示する場合の細則を定めることを目的とする。

## 一. WWマークを表示できる商品の範囲

WWマークを表示できる商品は、基本契約を締結した会員が製造又は販売する「ウェットワイパー類の自主基準」に定める「ウェットティッシュ」、「紙おしぼり」および「お手ふき」とし、3項に規定するWWマーク表示の条件を満たし、かつ所定の手続きにて品目ごとにWWマーク表示の登録を行った商品とする。

## 二. WWマーク表示の意義

WWマークは、「ウェットワイパー類の自主基準」を遵守して品質が確保されている商品にのみ表示できるものとする。

## 三. WWマーク表示の条件

商品にWWマークを表示するには、日本清浄紙綿類工業会が年2回実施する品目ごとの定期試験（品質試験及び表示審査）を受け、合格することを条件とし、品質試験に不合格の場合は試験実施日より2ヶ月以内に再度品質試験を受けることとする。また、新商品の場合、新発売後の4月又は10月の定期品質試験を受けることを条件に、品質試験を受ける前に商標を付した商品を販売することを可とする。なお、その場合には事務局へその旨を届出ることとする。

## 四. WWマーク表示商品の登録および方法

WWマーク表示商品の登録はWWマーク品質検査依頼書に基づいて行う。

## 五. 定期試験

### 1. 実施回数

4月、10月の年2回

### 1. 品目の範囲（提出基準）

#### （1）個々に提出が必要な商品

- ①原反の組成が異なるもの。
- ②薬液成分や組成が異なるもの。
- ③包装形態が異なり薬液の蒸散性等の品質への影響が考えられるもの。
  - ・ウェットティッシュ：ボトル、袋状、ボックス、詰替え、携帯用
  - ・紙おしぼり・お手ふき：ピロー包装、その他

#### （2）品質的に同一とみなせ、代表商品の提出で良いと判断されるもの。

- ①包装形態、原反組成、薬液組成が同一で、以下のもの。
  - 1) 入り数違い
  - 2) 原反の目付けおよびサイズ違い（薬液の原反への含浸比率が一番低いものを提出する）
  - 3) 原反の加工違い（エンボス等）
- ②国内外製造、工場違い、製造ライン違い等は各メーカーの製造管理の問題で

あり、前記「①個々に提出が必要な商品」に該当するもの以外は同一品質とみなす。

### 3. 試験実施機関

品質試験は、公益社団法人 日本食品衛生協会へ依頼し、表示審査は技術委員会が行う。

### 4. 試験内容

#### (1) 品質試験項目

- ①外観・性状（変色および異臭）
- ②蛍光
- ③ホルムアルデヒド
- ④一般生菌数
- ⑤大腸菌群

#### (2) 表示審査項目

ウェットワイパー類の表示・広告自主基準に従う

### 5. 試験及び表示審査結果の報告

事務局より検体提出会員に報告する。

## 六. WWマークの表示方法

### 1. 表示場所

消費者が購入する際に確認できる場所。

### 2. 大きさ

直径8mm以上（なお、清刷りは1cmから0.5cm刻みで3cmまで工業会で用意されている）。

### 3. 色

マークの色は自由とするが、使用できる色数は1色とする。

### 4. 補足説明文

以下の文字をマークの下に記載することができる。なお、下線部分は枠内表示の品名（ウェットティッシュ、紙おしぼりまたはお手ふき）に合わせる。



「このマークの〇〇〇〇〇は(公社)日本食品衛生協会にて検査済みです」

付則 平成16年10月1日 制定  
平成25年 4月1日 一部改正